

「米国の決済制度について」

九州経済調査協会 島田

顕生

1. はじめに

米国決済制度の最大の特徴として、中央銀行である連邦準備銀行（以下、連銀と略す）が民間金融機関に広範囲の決済サービスを提供している点があげられる。本報告では、連銀がなぜこうしたサービスを提供しているのか、連銀による介入は米国決済制度の発展にどのような影響を与えたのかについて、分析することにした。

3. 19世紀末の小切手決済

米国では、1870年代の中頃から、隔地間取引においてもパーソナル・チェックが利用されるようになった。ユニット・バンク制度では、小切手の取立およびそれに付随した資金決済はコルレス・ネットワークを通じて分散的に行わざるを得ず、決済に要するコストは非常に高かった。その結果、名宛銀行や取立銀行による為替（送金）手数料や取立手数料の徴収、手数料を避けるための取立の迂回化といった預金者にとって有害な諸慣行が生じ、経済活動を行う上で大きな障害となっていた。

以上の問題に対応すべく、隔地間決済制度を改革する試みが各地で行われたが、銀行数が多く銀行間の利害関係が複雑な米国では、業界が一致してこの問題を解決することはできなかった。こうした隔地間決済における「市場の失敗」の存在が、連銀による小切手決済への介入を正当化したのである。

5. 設立期の連銀による小切手決済サービス

とはいえ、小切手決済制度の改革は連邦準備制度設立の主たる目的ではなかった。むしろ、分散的な支払準備金の保有構造を改変するための実務上の必要からと、任意加盟であった連邦準備制度への加盟を促進するといった政策的な配慮から、連銀は小切手決済サービスの提供に乗り出したのである。

連銀の小切手決済サービスは、資金化に必要な時間が以前より短縮され、かつ標準化されたので、国民経済的に見て望ましいばかりか、民間銀行にとっても魅力的なものであった。連銀がこうしたサービスを提供した理由には、連邦準備制度の法的な枠組みが密接に関係していた。すなわち、連銀は任意加盟であるために民間銀行に対して有利なコルレス・サービスを提供する必要があったが、根拠法により提供できるサービスは厳しく制限され

ており、提供可能なサービスについては、利用者に有利なものにならざるを得なかったからである。

皮肉にも、連銀のサービスを最も利用したのは、競争相手とされた金融中心地の大銀行であった。大銀行は地方の銀行から委託された小切手の取立を連銀に再委託することで、小切手決済に要するコストを削減しようとしたのである。これにより、隔地間決済は連銀に間接的ながらも集中していくことになり、それにより決済制度全体の効率も上昇することになった。

4 . 1970年代

連銀への小切手決済への集中が最も進んだのは、RCPC(Regional Check Processing Center)の整備が進んだ1970年代であった。RCPCの設置により、小切手の資金化に要する時間は更に短縮され、当時、フロートを大幅に削減するなどの効果を上げることができた。しかし、RCPCは機能面で手形交換所協会と競合しており、RCPCの成功は、本来ならば民間銀行が担うべき同地内決済についても、連銀に集中させることになったのである。

5 . おわりに

立法者の意図はどうか、連銀による小切手決済介入の根拠は小切手決済の効率化という公共的なものであった。とりわけ、連銀の小切手決済サービスが銀行間で支配的な地位を確立した第二次世界大戦後はそうであった。しかし、1980年金融制度改革法により、連銀の決済サービスが有料化されると、民間銀行による連銀サービスの利用は大幅に減少し、最大のサービス供給者として小切手決済制度の効率に影響を与えることはできなくなっている。

しかし、銀行倒産が多発した1980年代後半には、取立を行うコルレス銀行の破綻を回避し、民間銀行による連銀サービスの利用が一時的に増加する事態も生じている。また、近年、民間銀行によるコルレス決済サービスが廃止された決済の空白地域も実際に生じており、こうした地域に基礎的な決済サービスを提供するためにも、連銀は小切手決済を行っているのである。連銀による小切手決済サービスの存立理由は、効率性から全国に普く決済サービスを提供することにシフトしてきたのである。

(質問用紙) 質問者：福岡大学 川合研 氏

連銀による小切手取立制度創設の理由として、地方銀行による為替手数料の徴収があったと思う。この手数料が地方銀行の収益源として重要であったこと、また地方銀行は集めた

預金をニューヨークなどの銀行に再預金していたことを考えると、為替手数料はユニット・バンキング・システムにおける一種の支店維持コストと考えることができ、合理的根拠を持っていたのではないかと思うが、この点をどう考えられるか。

(回答)

為替手数料にそうした側面があったことはもちろんだと思います。しかし、為替手数料を負担したのがニューヨークなどの大銀行にととまらず、地方の銀行(の預金者)でもあったことを考えると、手数料だけを支店維持コストとは言い切れないのではないのでしょうか。地方のユニット・バンクの存立を許す仕組みがあったのは事実ですが、その仕組みは決済関連の手数料だけに求められるべきではなく、他の収益機会の提供にも求められるべきだと思います。